

浜松市契約後V E 提案判定会設置要領

(目的)

第1条 契約後に施工方法等に係る技術提案を受け付ける方式(契約後V E)の施行にあたり,技術提案書を審査することを目的として,契約後V E 提案判定会(以下「判定会」という。)を設置する。

(判定会の所掌事務)

第2条 判定会は,次に掲げる事項に関する技術的内容を審査する。

- (1) V E 提案書の審査及び採否の決定
- (2) その他会長が必要と認める事項の審議

(判定会の会員)

第3条 判定会の会員は別記のとおりとする。

- 2 判定会の会長は都市整備部長とし,副会長は土木部長とする。
- 3 会長は,専門的な知識を必要とする場合は,部外の専門家の意見を求めることができる。

(判定会の開催)

第4条 判定会は,会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 判定会は,会員の過半数の出席で成立するものとする。
- 3 会長が欠席するときは,副会長がその職務を代理する。職務代理者は,判定会の審議結果を会長に報告し,その了承を得なければならない。

(審議結果の処理)

第5条 調達課長は,判定会の審議結果に基づき,速やかに必要な措置を行うものとする。

(事務局)

第6条 判定会の事務局は,調達課に置く。

- 2 工事担当課長は,判定会の審査に必要な技術的資料を作成するものとする。

(要領に定めのない事項)

第7条 この要領に定めるもののほか,判定会の運営に必要な事項は会長が定める。

別記(第3条第1項関係)

土木部長 都市整備部長 上下水道部参与 浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会(本庁)幹事 審議する提案に係る工事担当課長

附 則

この要領は,平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は,平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。